

令和 8 年第 3 回久万高原町議会定例会

令和 8 年 6 月 1 0 日

○議事日程

令和 8 年 6 月 1 0 日午前 9 時 3 0 分開議

- 日程第 1 議案第 5 7 号 久万高原町税条例の一部を改正する条例に関する専決処分について
- 日程第 2 議案第 5 8 号 久万高原町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 5 9 号 久万高原町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 6 0 号 久万高原町立老人保健施設あけぼの使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 6 1 号 久万高原町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6 2 号 令和 8 年度久万高原町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 7 議案第 6 3 号 令和 8 年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 6 4 号 久万高原町農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 議案第 6 5 号 動産の取得について
- 日程第 10 報告第 2 号 令和 7 年度久万高原町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 11 報告第 3 号 令和 7 年度久万高原町簡易水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 12 報告第 4 号 久万高原町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について
- 日程第 13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（11名）

1 番 高 橋 末 廣
3 番 阪 本 雅 彦
5 番 光 田 優
7 番 玉 井 春 鬼
9 番 瀧 野 志
11番 熊 代 祐 己

2 番 岡 部 史 夫
4 番 高 橋 誠
6 番 森 博
8 番 大 野 良 子
10番 大 原 貴 明

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町 長 河 野 忠 康
教 育 長 住 野 秀 志
住 民 課 長 菅 和 幸
建 設 課 長 山 内 賢 彦
まちづくり戦略課長 高 木 勉
森林G X推進室長 片 岡 伸 彦
病院事業等統括事務長 西 村 哲 也
消 防 本 部 消 防 長 山 口 直 樹

副 町 長 佐 藤 理 昭
総 務 課 長 大 西 洋 三
保 健 福 祉 課 長 中 川 茂 俊
林 業 戦 略 課 長 小 野 哲 也
農 業 戦 略 課 長 西 森 建 次
会 計 管 理 者 岡 真智子
教育委員会事務局長 沖 中 敬 史
代 表 監 査 委 員 菅 洋 志

○議会事務局

事 務 局 長 窪 田 成 志

事 務 局	(朝 礼)
議 長	本日の出席議員は 11 名です。 定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。 (午前 9 時 30 分)
議 長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
議 長	日程第 1、議案第 57 号「久万高原町税条例の一部を改正する条例に関する専決処分について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 (菅住民課長を指名)
菅 課長	議案に基づき説明
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑をされる方はございませんか。 (岡部史夫議員を指名)
岡部議員	今の説明ですと、上位法の改正による町条例の改正の専決処分ということですが、この軽自動車税の環境性能割が今回廃止されるということですが、その理由についてお聞きをしたいと思います。
議 長	(菅住民課長を指名)
菅 課長	岡部議員の質疑にお答えします。 税制改正大綱によりますと、環境性能割については、米国関税措置が我が国

の自動車産業に及ぼす影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を速やかに図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、税体系を簡素化するための改正となります。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 環境性能割ということについては、消費税の関係で取得税が廃止になっていると思いますけれども、自動車の購入時に消費税と環境性能割の両方が課税をされていたと、そういった長年の懸案事項の改正かなというふうにも思います。

環境性能割が廃止されることで、町及びユーザー、町民にとって何がどのように変わるのか、具体的な説明をいただきたいと思います。

議 長 (菅住民課長を指名)

菅 課長 岡部議員の質疑にお答えします。

言われましたとおり、環境性能割の導入時には、消費税と二重課税としての環境性能割が始まって、二重課税として負担が多くなったというふうな意味合いがありましたので、消費税導入時に環境性能割へ自動車取得税が変更となっております。

今回の環境性能割の廃止に伴いまして、町としましては減収となります。その点につきましては、全額、地方特例交付金によって補填がされるといわれております。

自動車購入の方につきましては、この環境性能割がなくなるということで、購入時の負担が軽減されるものと考えております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 最後にしたいと思いますが、当然、今回の改正によって、税の名前が変わる

かなということと、それから、今申された購入時の税負担がなくなるということで、購入時の税負担はどのくらいなくなるということなんでしょうか。具体的な説明をお願いします。

議 長 (菅住民課長を指名)

菅 課長 岡部議員の質疑にお答えします。

令和7年度の環境性能割の徴収実績としましては、久万高原町250万円程度となっております。

以上でございます。

議 長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 私が申し上げた質問の趣旨が十分に伝わってないと思うのですけれども。

私が申し上げたのは、購入時の一、二%の税負担がなくなると。そういうことじゃないんですかね。そこの説明をいただきましたかったわけですが。

できればもう少し掘り下げた答弁をいただければと思います。

議 長 (菅住民課長を指名)

菅 課長 岡部議員の質疑にお答えします。

自動車購入者が今後、負担が軽減する金額というのは、数万円にはなると思うのですが、具体的な金額については把握しておりません。

議 長 そのほか、質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長	質疑を終わります。 これより討論を行います。 討論される方はございませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。 これより採決します。 お諮りします。 議案第５７号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第５７号「久万高原町税条例の一部を改正する条例に関する専決処分について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
議 長	日程第２、議案第５８号「久万高原町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 (菅住民課長を指名)
菅 課長	議案に基づき報告
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を行います。 質疑される方はございませんか。

		(なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。 これより討論を行います。 討論される方はございませんか。
		(なしの声)
議 長		討論なしと認めます。 これより採決します。 お諮りします。 議案第５８号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
		(異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。 したがって、議案第５８号「久万高原町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。
議 長		日程第３、議案第５９号「久万高原町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。
		(菅住民課長を指名)
菅 課長		議案に基づき報告
議 長		提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を行います。 質疑される方はございませんか。

	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 議案第５９号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした と思いますが、これに御異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第５９号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決 定しました。
議 長	日程第４、議案第６０号「久万高原町立老人保健施設あけぼの使用料及び手 数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。
	(西村病院事業等統括事務長を指名)
西村事務長	議案に基づき説明
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。
	(岡部史夫議員を指名)
岡部議員	今回、あけぼのの使用料及び手数料条例ということで、法令に定められたも の以外の改正が行われている表の添付がなされております。

ここでお聞きしたいのですけれども、今年８月１日から国が定める介護報酬及び食費の基準費用額が改定されますけれども、町の独自により設定する使用料改正によって、物価高騰における老健施設の収支がどのように改善をされるのか。及び、利用者の負担がどれくらい増えるのか、具体的な説明を求めたいと思います。

議 長 （西村病院事業等統括事務長を指名）

西村事務長 岡部議員の質疑にお答えします。

まず、収支の関係でございますが、今現在、日用品費につきましては、１５０円で徴収をいただいておりますが、実質で計算してみますと、１日当たり１８０円が妥当というところで、３０円の持ち出しを施設のほうが行っております。

また、おやつ代につきましても、４０円で徴収をさせていただいております。今回、値上げすることによって、収支につきましては、とんとんになる予定でございます。

また、洗濯代につきましては、今現在、１枚３０円で洗濯料金として設定をさせていただいておりますが、こちら値上げをいたしましても、洗濯代ですとか、ガス代、電気代、それぞれもろもろの経費を積み上げましても、まだとんとんになる予定ではございません。持ち出しが、あけぼので結構ある状況でございますので、非常に厳しい状況ではございます。

また、１人当たりの増額部分になりますが、仮に計算しますと、食費につきましては、１日１００円の値上げということになりますので、１か月３０日で計算しますと３，０００円、日用品費につきましては、月額が９００円、おやつ代につきましては、月３００円、洗濯代につきましては、個人差それぞれございますが、５０枚洗濯するとしますと、約１，０００円ぐらいの増額かなと。合計で５，２００円程度の増額というふうに見込んでおります。

以上でございます。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 老健施設の収支が、今回の改正、いわゆる国の改正も含めながら、それから算定外の日用品等々、これらも含めて老健施設の収支がどのように改善をされるのかということをお聞きしたのですが、多分、試算をされているんだろうと思うのです。

具体的な数字は明言を避けるにしても、どの程度、改善されるのか、パーセンテージでも構いませんので、御答弁いただけますか。

議 長 （西村病院事業等統括事務長を指名）

西村事務長 岡部議員の質疑にお答えします。

今回の料金改定によりまして、老人保健施設あけぼのの収入の改善状況でございますが、今現在、決算状況でいきますと、2,300万円程度の赤字が出ております。

今回、改正することによって、この2,300万円をゼロにできるかという、それは不可能な部分がございます、金額的には恐らく100万から200万程度の範囲での収支の改善かなというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 それで、具体的な質問に入りたいと思いますが。

今回の日用品費、おやつ代、洗濯代、食材料費など、算定基準以外の使用料に関する条例改正におきまして、改正前の金額の表示は、おやつ代のみが上限を設けた50円以内とされていたのが、今回の改正案では、食材料費を除く全てにおいて、上限を設けた表記に変わっています。

使用料金額の表記が上限金額以内とする表記と、食材料費のように、以内の表記がない、この2つに分かれているわけです。

なぜこのような使用料設定となっているのか、明確な説明と、その根拠をお聞きしたいと思います。

議 長 (西村病院事業等統括事務長を指名)

西村事務長 岡部議員の質疑にお答えします。

今回、以内とした理由でございますが、昨今の物価高騰におきます影響が非常に大きく、以内とした項目につきましては、実費の変動が非常激しいため、というのが一つの大きな要因でございます。

この今回改正する久万高原町立老人保健施設あけぼの使用料及び手数料条例の一部を改正する条例につきまして、条例の第5条において、この条例の施行に関し、必要事項は町長が別に定めるというふうになられておりますので、今回、この以内改正にした部分につきましては、今後、規則等で定めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 私が質問した内容には、十分答えられていない。以前は各項目のうち、1か所しか、以内の表示が行われていなかったけれども、今回、以内の表示をつけたのは、物価高騰の云々といわれるのですけれども、それが、以内表示が適当であったかなかったかの議論を、多分、されてないんじゃないかなというふうに思っております。

今、条例改正、規則等で定めることの云々と言われましたが、これ後でお聞きますが、厚生労働省の通知等において、これらの費用は実費相当額を超えてはならないと定められています。そういったのが通例です。

以内表記は、実態想定額を超えていると推測されます。こういった今回の改定額はどのような物価上昇データや、施設運営シミュレーションに基づいて算出をされたのか。上限改定額の算出根拠を分かりやすく、簡潔に御答弁いただ

	きたいと思います。
議 長	(西村病院事業等統括事務長を指名)
西村事務長	岡部議員の質疑にお答えします。 今回の算出におきましては、国の総務省ですが、そちらの示しております物価上昇指数を用いて算出を行いました。 そちらによりますと、物価上昇が近年、１％から２％の上昇をしているという部分がございますので、そちらを勘案して、それぞれ実質の経費、費用、例えば日用品費ですとティッシュペーパーですとか歯ブラシ、そういった費用の実費額を勘案して、それぞれ積み上げで計算を行っております。 以上でございます。
議 長	(岡部史夫議員を指名)
岡部議員	そもそも条例は、具体的な使用料の額を直接定めるのが本来の原則であるはずなんです。今回、条例における使用料について、例えば３００円以内とする上限設定を定めながら、実質の負担額が異なることは、以後、上限額までの事実上の白紙委任、これは白紙委任の禁止にも当たると思います。 そういったことから、地方自治法の第２２８条に基づく条例主義の原則、こういったものは厳格に守るべき法の原則ではないかと考えます。 法令に反しないとする根拠をお示しいただきたいと思います。
議 長	(西村病院事業等統括事務長を指名)
西村事務長	今回の「何百円以内」という表記につきましては、総務課の例規係とも相談をいたしております。そちらの中でも、規則に委任をするという部分で、別に定める条例事項もございますので、法令上、問題ないという解釈で、今回、「以内」の改定をさせていただいたものでございます。 以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 これ総務の条例の担当の係にお願いをしたいと思います。そもそも条例に定める表そのものは、それで、例えば町民が、利用される方がその表を見て類推して判断する、ということは避けなければならないんですよ。

だから、国も介護保険の、例えば報酬の見直しとか、医療費の見直しとか、そういうものについても、今の、これだけ、半年で幾ら、1年で幾ら上がるとか、想定ができないからこそ、もう1年向こうでは、改定を予定している状況なんです。ですから、手間をかけて利用者、住民に法律、条例で定められた表を見て、そして判断をしていただくことが、最大の目的だと思うのです。

条例そのものに幅を設けて、それが今までの町の条例の環境の中で、問題ないと言われるんだったら、問題ないという根拠を改めてお聞きします。

議 長 (大西総務課長を指名)

大西課長 岡部議員の質疑にお答えします。

総務課としましては、法律に基づきました判断として、今回の条例改正については、「以内」表記を表明させていただいております。

岡部議員言われるとおり、法律の趣旨でありますとか、いうところを十分、考慮いたしまして、設定額については、適正な額以内というところを、総務課としては判断をしています。

当然、町民の方に誤解を与えるような表現にならないよう、取り扱いには十分注意したいと思っています。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 改めてお聞きしますが、これは法令に問題ないとするならば、どういう解釈で、法令上の根拠はもたれた上で、今、答弁されたんですよね。

問題ないというのは、調べてなくても問題ないとは言えるんです、

言葉では。だけど、問題ないと町が言う以上は、根拠が要ります。問題ないと言って、将来、問題があれば、どうされますか。

議 長 暫時休憩いたします。 (午前 10 時 04 分)

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午前 10 時 27 分)
答弁を求めます。

(大西総務課長を指名)

大西課長 岡部議員の質疑にお答えします。

先ほど御質疑ありました条例の制定に係る権限の根拠でございますが、自治法等によりまして、町で制定する条例につきましては、上限を決めて、以内表記をするというような取扱いについては、法律の範囲内で許されているものでございます。

ただし、当然、上限額が実情に合っていないようなものにつきましては、違法なものとなりますので、適正な上限額を設定して、以内表記をするという取扱いを徹底しております。

なお、今回、条例制定を可決いただきましたら、規則等で適正な額を再度、制定するというようなこととなりますので、その部分につきましては、総務課としては適正な条例制定というふうに判断しております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 条例で金額を定める基準の算定根拠、上限を設ける場合でも、その範囲内でのように金額は決定されるのか、客観的な基準が条例や規則に明記をされていなければ、違法な白紙委任と判断されることにもなりかねません。

条例で定める使用料の基本原則をとばして、詳細は規則で定めるとすることは、なかなか難しいのではないかなというふうに考えます。

やはり基本原則は基本原則で、条例としての基本原則を守っていただいた上で、詳細は規則でということは可能かと思いますが、原則論は飛ばしちゃいけないというふうに思います。

それから、1番の、利用者の負担や公平性が客観的に担保されるよう、なぜその金額になるのかという根拠、いわゆる基準が条例の条文を読めば明確に推測できる、または明記されている、判別しやすい構造にすべきと考えます。

先ほど総務課長申された上限の額が適正かどうか。上限の額が適正かどうかという議論は、今日はされてないんですよね。上限の額についてはね。

上限の額は実費相当額を超えてますから。だから、上限の額は適正かどうかとも判別がつかない状況なので、これはどうしましょう、総務課が再度、答弁いただけますか。

そちらのほうで、あまり、原則論の話ですので、踏み込めば深い話になりますから、しっかり判断を示す答弁をお願いします。

議 長 (大西総務課長を指名)

大西課長 岡部議員の質疑にお答えします。

ただいま御指摘いただきました原則論につきましては、総務課も十分承知をしておるところでございます。

今回の限度額につきましては、担当課とも協議の結果、今の物価高騰の状況もございますので、そういったところで適切な金額を制定するところの部分でいきますと、物価高騰についても、まだ先が見えないところもございますので、額が、今現状においては、超えているというところは当然あると思いますが、物価高騰によって、もっと高い値段になってしまうというおそれもございます。

そういったところは規則制定の中で、しっかりとした議論をもって、適正な額をお示しし、利用者さんにも御理解をいただくというところで、そこを制定させていただきたいというふうに考えておりますので、総務課としては、今、

条例の取扱いについては、適正とすることで判断をさせていただいております。
以上でございます。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 最後にします。

これ、条例は総務課所管でございます。規則は担当部署、施設側の所管になります。

今、総務課長が言われたように、利用者、特に年金生活者の方々が多く入所をされる、そういったことも踏まえながら、規則の中では、今回の改正については、上限以内の、例えば50円から100円のうちの80円であれば、何々については80円というふうに、規則で今回、利用者の負担額を明確に示すよう、そういうような明記をすべく、規則の提示を、ぜひお願いします。

最後でございますので、答弁をお願いします。

議 長 （西村病院事業等統括事務長を指名）

西村事務長 岡部議員の質疑にお答えします。

規則におきましては、実情の実金額をきっちりと定めて、利用者の不安にならないように、取扱いを行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 質疑を終わります。

お諮りします。

議案第60号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。

		したがって、議案第 6 0 号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。
議 長		日程第 5、議案第 6 1 号「久万高原町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 (山内建設課長を指名)
山内課長		議案に基づき説明
議 長		提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。 お諮りします。 議案第 6 1 号は、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。 したがって、議案第 6 1 号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。
議 長		日程第 6、議案第 6 2 号「令和 8 年度久万高原町一般会計補正予算(第 1 号)」を議題とします。

	提案理由の説明を求めます。	
	(大西総務課長を指名)	
大西課長	議案に基づき歳入・全般説明 議案に基づき歳出説明	
	(1 款 1 項 目)	
	(2 款 1 項 目)	
	(2 款 2 項 目)	
	(2 款 5 項 目)	
	(3 款 1 項 目)	
	(4 款 1 項 目)	
	(4 款 2 項 目)	
	(6 款 1 項 目)	
	(6 款 2 項 目)	
	(7 款 1 項 目)	
	(8 款 1 項 目)	
	(9 款 1 項 目)	
	(1 0 款 1 項 目)	
	(1 0 款 2 項 目)	
	(1 0 款 3 項 目)	
	(1 0 款 4 項 目)	
	(1 0 款 5 項 目)	
議 長	ここでしばらく休憩いたします。	(午前 1 0 時 4 4 分)
	1 0 時 5 5 分より再開いたします。	
	(休 憩)	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。	(午前 1 0 時 5 3 分)

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

9 款消防費のことをお聞きしたいと思います。

今回、B & G 財団の「防災拠点の設置及び災害時相互支援体制構築事業」として、現物支給を含む機材配備支援金や研修支援金を頂くことになりました。

一方で、南海トラフ地震関連対策とする国の受援体制の構築として、発災直後からの円滑支援として、群馬県からの 2 つの自治体が応援自治体となった報道もありました。

今後、今回の資機材の活用も含め、発災直後から応援自治体や外部応援を円滑に受け入れるため、情報伝達や調整の手順を定めた受援マニュアルの策定が急務と考えます。

現在の策定状況をお聞きいたします。

議 長

(大西総務課長を指名)

大西課長

岡部議員の質疑にお答えします。

総務課におきまして、地域防災計画を策定し、災害対応に当たってございますが、それと合わせまして、受援計画を策定をさせていただいております。

令和 3 年度の策定でございますので、若干、見直し等を今かけておる状況でございます。

南海トラフ地震の被害想定も、先般、県のほうから新たな被害想定が出ましたので、そういったところも踏まえまして、受援計画についても、現在、改定を進めている状況でございます。

なお、先ほど御質問にありました南海トラフ地震における群馬県内の市町とのカウンターパートということで、群馬県の長野原町、それから嬭恋村、その

2つが久万高原町のほうに支援をしていただけるという報告になってございます。

以上でございます。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 今、総務課長申された受援マニュアル、こういったものがなければ、有事の際にも混乱を来すことが現実となります。

災害時には、町の社会福祉協議会等も避難所運営に関わることになることから、社会福祉協議会の役割や、関係する機関との受援フロー図が必要となります。

いつまでに改訂後の受援マニュアルを策定されるのか、見込みをお聞きをいたします。

議 長 （大西総務課長を指名）

大西課長 岡部議員の質疑にお答えします。

現在、改定を進めている状況でございますが、本町の地域防災計画の改定も行う予定にしております。

現状では、まだ見通し、具体的なところはできておりませんが、当然、地震につきまして、災害につきましては、いつ起こるか分からないという状況もございますので、当然、早く策定をしたいと思っています。

スケジュール感で言いますと、恐らく今年中にはというところがめどとなるうと思っております。

以上でございます。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 作業については、今年度中と言われましたけれども、総務課長御自身言われたように、いつ起きるとも分からないということですから、間に合えばよかつ

たでは困るので、ぜひ作業を加速していただきたいと思います。

地域防災計画に定めた、高齢者等事前避難対象地域を定めた固定の表の作成が見当たりません。これ保健福祉の関係になるのかもしれませんが、地域防災計画の範疇でございますので、そこら辺りをちょっと説明をいただきたいと思います。

広大な町で逃げ遅れゼロを実現するために、行政主導による一括した情報発信でなく、各地域の実情を反映させた独自の避難計画の策定や、集落ごとの避難訓練の支援を進めるべきかと考えますが、町の今後の見解をお聞かせいただければと思います。

議 長 （大西総務課長を指名）

大西課長 岡部議員の質疑にお答えします。

先ほど、御質問にありました、高齢者であるとか、要配慮者への個別の避難計画でございますが、当然、地域防災計画の中でも、その重要性を記載もさせていただいております。

事務作業につきましては、保健福祉課と連携しながらというところで、ただいま作業を進めてございます。

当然、対象者御本人の同意というところも必要になりますので、対象者数はかなり、高齢化の町ですので、多い状況もございますので、通常の業務をしながらというところで進めておりますので、できるだけ早く取組を、関係機関と連携しながらしていきたいというふうに思います。

それから、地域における防災訓練というところにつきましては、当然、一斉にというのは、町では年に1回、町の総合防災訓練ということで、10月に実施をさせていただいております。

それから、当然、出水期の現在でありますと、土砂災害の訓練ということで、先日、柳谷の地域を中心に実施をさせていただきました。

各旧町村を回って、当然、訓練を実施させていただいておりますが、全体でする場合と、個々の地域を指定してやる場合ということで、工夫をしながら、現在、多くの方に参加をいただけるような形で計画をつくって、訓練を実施し

		てございます。 以上でございます。
議 長		岡部議員の本件に関する質疑は既に３回になりましたが、会議規則第５５条ただし書の規定によって、特に発言を許します。 (岡部史夫議員を指名)
岡部議員		最後になります。 災害時には危機管理室を中心とした支援マニュアルが存在すると思いますが、別途、消防署にも災害時の受援計画といったものが存在するのでしょうか。あるいは、消防署としての主な支援の考え方を簡単に御説明をいただければと思います。
議 長		(山口消防本部消防長を指名)
消 防 長		岡部議員の質疑にお答えします。 消防本部におきましても、管内において大規模な災害が発生した場合に、消防組織法に基づく応援、緊急消防援助隊や、愛媛県内の消防相互応援協定に基づきまして、応援を受ける場合の受援の計画を策定しております。 主なものとしましては、地震、風水害等、大規模な災害が発生した場合に、対応できない場合に、応援をするという形でしております。 以上です。
議 長		そのほか、質疑ございませんか。 (なしの声)
議 長		質疑を終わります。 お諮りします。

議案第 6 2 号は、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 2 号は、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

議 長 日程第 7、議案第 6 3 号「令和 8 年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西村病院事業等統括事務長を指名)

西村事務長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第 6 3 号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 6 3 号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。
議 長	日程第 8、議案第 6 4 号「久万高原町農業委員会委員の任命について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 (河野町長を指名)
町 長	議案第 6 4 号「久万高原町農業委員会委員の任命について」でございます。 久万高原町農業委員会委員に下記の者を指名したいから、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 令和 8 年 6 月 9 日提出 久万高原町長。 別紙をお願いします。 農業委員会委員の候補者 1 4 名を掲載しておりますので、お目通しをお願いをいたします。 提案理由ですけれども、現農業委員会委員の任期が本年 7 月 1 9 日に満了になりますことから、新たな農業委員会委員の任命を行うため、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。 同条第 5 項には、農業委員はその過半数が認定農業者でなければならないと定められていますが、農業委員会等に関する法律施行規則第 2 条の事例に該当する場合は、過半数要件が緩和できると記載があります。 本町は、それに該当し、定数の 4 分の 1 以上の認定農業者でよいこととなります。 今回の候補者のうち、認定農業者は 3 名、準認定農業者は 2 名となっており、定数の 4 分の 1 以上の要件を満たしております。 以上で説明を終わります。
議 長	提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

農業委員会委員について、お聞きをします。

農業委員会は、農地法第3条、第4条、第5条の権限を持っております。また、特定地域への便宜の供与であったり、利害関係者との関係などがあります。

農地行政の公平性、中立性を確保するため、議員との兼務は禁止されていますが、町として、農業委員会の独立性や透明性をどのように確保しているのか。また、農地転用案件において、利害関係者が存在する場合の除斥や審査体制がどのようになっているのか、お聞きをします。

議 長

(西森農業戦略課長を指名)

西森課長

瀧野議員の質疑にお答えいたします。

農業委員会につきましては、原則として農業委員さんと町議会議員さんが兼務ができるということにはなっておりますが、以前、瀧野議員さんからも御指摘があったような形で、兼務による弊害もあると考えております。

当然、両方の業務をするということになりますので、そこら辺はあるかなと思っております。

今後においては、農業委員につきましては、先ほど議員さん申されたとおり、農地の管理等の業務がありますので、その業務に対して、適切に遂行できるよう対応してまいりたいと思います。

また、審査につきましては、月1回、農業委員の定例会を設けて、そこで各担当地区の案件については説明をいただき、農業委員会です承をいただける状況になります。

以上でございます。

議 長

そのほか、質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
お諮りします。
議案第64号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第64号「久万高原町農業委員会委員の任命について」は、
理事者提案のとおり同意することに決定しました。

議長 日程第9、議案第65号「動産の取得について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(大西総務課長を指名)

大西課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員　これ大量のノートパソコンの買い替えということでございますけれども、昨今はP C、こういうパソコンの機能については、A Iを含めた高機能なものが必要とされております。

そういった中で、仕様書に記載する、しないにかかわらず、時代に合ったパソコンを購入するということにおいて、調達の要件について、どのように認識をされて、入札をされたのか、その点をお聞きしたいと思います。

議　　長　　(大西総務課長を指名)

大西課長　岡部議員の質疑にお答えします。

購入するパソコンの仕様につきましては、主な目的としましては、業務用の職員が使用するパソコンになりますので、そういった職員が業務で使用するソフトでありますとか、アプリ等の対応ができるスペックのものということで考えております。

従前から、大体300ぐらいございますので、それを分けまして、大体50台、60台ずつの更新という形で、5年間使用というようなことを想定しながら、更新を受けておりますので、そういった職員の業務仕様に係るところが十分達成できるようなスペックのものをということで、入札の仕様書を作成しております。

以上でございます。

議　　長　　(岡部史夫議員を指名)

岡部議員　これ、大事な案件なので、副町長にお聞きをしたいと思います。

調達要件というのは、今、業務のデジタル化と、そういったことも加味されているようですけれども、どこの自治体でも、国のサイバー対策ルールといったものに適合した政府の認定品というものが必須条件になっているはずなんです。

そういったところで、不正アクセスの防止だとか、生体認証機能、いわゆる職員間であっても、自由に使えないと。登録者以外は使えないという機能、それから特にＡＩ機能ですね。これはＡＩ機能は様々議論ありますけれども、私も実際使ってみて、存在感がかなりあると。どこまで判断するかは別として、当然、職員の方もＡＩ機能を使つての業務の対応というのは、かなり利用度が上がってくると思っておりますので、活用を間違えなければ、本当にＡＩの力というのは、すごい力を発揮すると思いますが、こういう今後のパソコンの機能というものについては、ぜひとも様々な要件をクリアしながら、しかし職員のスキルアップに、さらなる向上につながる、そういったものをぜひ目指してほしいと思いますが、その辺りの所見をお伺いしたいと思います。

議 長 （佐藤副町長を指名）

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、１点目のセキュリティーの関係、サイバー攻撃の対応の関係ですけれども、当然、今回、先ほど総務課長が説明しましたように、仕様書の中でしっかりとうたっております。

そういったことで、対応していただくメーカーも、指名させていただくメーカーも、非常に責任のあるところで取り組んでおります。

それから、もう１点は、セキュリティーの関係ですけれども、我々も全て、職員はそれぞれのパスワードで管理をするようになっていきます。そのパスワードも定期的に、我々、月に１回、基本的なシステムのパスワード、それからまずパソコンに入る時点でのパスワード、それから各ソフトに入る場合のパスワード。そのソフトも幾つかございますけれども、全てパスワードで管理して、徹底的にそこは職員間でも自由にできないような仕組みを構築をしてございます。

それから、ＡＩにつきましても、ここ一、二年だったと思います。以前にも岡部議員からのノーコードツールとか、いろんなソフトのところを御提案もいただいて、これについては、全庁的に進める部分と、あとは非常に得意な職員もおりますので、そういう強みを生かした職員に、まず取り組んでもらって、

それを横展開していくと、いろんな方法で考えています。

本年度、8年度については、デジタル戦略室が中心になって、A Iについても、これまでも各職員の判断といいますか、そういう形にしていましてけれども、今回、新たな取組としては、デジタル戦略が中心になって、有料のA Iを各課へ割り振って、組織的にも使っていこうということにしております。

ただ、岡部議員が言われましたように、A Iの使い方次第では、非常に味方にもなりますけれども、反面、非常なリスクもありますので、そこはこれから組織的に注意してやっていきたいというふうに思っております。

議長 そのほか、質疑はございませんか。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 今の件について、関連でお聞きしたいことがございます。

特にA Iの活用についてなんですけれども、よくニュースなんかで聞きますけれども、個人情報例えば入れてしまうと。久万高原町何とかと入れてしまうと、それが全て情報として蓄積されてということで、非常に活用については、有用であっても、当然、留意していかなければならないと思います。

今現状、町に、今年度あたりにでも、使用のガイドラインであったりとか、規則というのは設けるお考えはございますか。

議長 (大西総務課長を指名)

大西課長 大原議員の質疑にお答えします。

現在のA Iの取組については、先ほど、副町長から答弁ございましたが、これから詳細なところを、町として取り組むようにしておりますので、現状においては、A Iに関するマニュアルというのはつくっておりません。

今後は当然、そういったところもしっかり作成をして、議員御指摘のとおり、個人情報の分については、当然、流出しないというところで、しっかりとした取扱いをつくっていききたいというふうに思っております。

		以上でございます。
議	長	そのほか、質疑はございませんか。 (なしの声)
議	長	質疑を終わります。 これより討論を行います。 討論される方はございませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。 お諮りします。 議案第 6 5 号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 6 5 号「動産の取得について」は、原案のとおり可決しました。
議	長	日程第 1 0、報告第 2 号「令和 7 年度久万高原町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。 提出者の報告を求めます。 (大西総務課長を指名)
大西課長		計算書に基づき報告

議 長	提出者の報告が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (岡部史夫議員を指名)
岡部議員	消防関連の生活交通バス路線対策事業、町営バス車両整備事業、３０８万４、０００円とありますが、これマイクロバスではないような気がします、昨日も生活路線バスの関係の質問等もございましたけれども、これは何の繰越予算なんのでしょうか。
議 長	(大西総務課長を指名)
大西課長	岡部議員の質疑にお答えします。 この車両につきましては、柳谷地区の町営バス、古味・岩川線で使用する車両でございます。 以上です。
議 長	(岡部史夫議員を指名)
岡部議員	もう１件、商工費のところで、四国カルストの町有施設、観光施設の浄水設備増設工事、４、１１９万３、０００円ですか。これ、繰越にされていますが、今期、間に合うのか間に合わないのか、いつ頃までに完成をするような工事なのか、概要についてお聞きをしたいと思います。
議 長	(高木まちづくり戦略課長を指名)
高木課長	岡部議員の質疑にお答えいたします。 工期につきましては、本年１０月末を目途に工事を進めております。 以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 10月末いうたら、秋は四国カルストにするともう終わるような気がしてならないんですけれども。

これは、何というか、セットになった機材というか、そういうようなシステム的なものではなくて、下からつくり上げていく設備なんですか。それほど時間がかかるものなんですか。

議 長 (高木まちづくり戦略課長を指名)

高木課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

土工事を伴いますが、あと機械設備、浄水場の設備に入りますと、コンクリート工事と施設の機械ということになっております。

これにつきましては、浄水場の増設ですので、施設の営業上には特に問題なく、工事をしながら水道は利用できるという状況でございます。

議 長 そのほか、質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

議 長 日程第11、報告第3号「令和7年度久万高原町簡易水道事業会計予算繰越計算書について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

(山内建設課長を指名)

山内課長	計算書に基づき報告
議 長	提出者の報告が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 以上で報告第3号を終わります。
議 長	日程第12、報告第4号「久万高原町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について」を議題とします。 提出者の報告を求めます。 (中川保健福祉課長を指名)
中川課長	計算書に基づき報告
議 長	提出者の報告が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 以上で報告第4号を終わります。
議 長	日程第13、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員長から、久万高原町議会会議規則第76条の規定により、別紙のとおり本会議の会期日程等議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありましたので了承したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」は、承認することに決定しました。

議長 本定例会の付託議案について、各委員会は会期中に審査し、6月19日の本会議で委員長報告をお願いします。

お諮りします。

本日の会議はこれにて散会したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議はこれにて散会することに決定しました。

本日は、これで散会します。(午前11時35分)

なお、明日11日は、午前9時30分から総務文教厚生常任委員会を、終了後に産業建設常任委員会を、町民館ホールで開催して、付託議案の審査をお願いします。

また、6月19日は、午後3時から開会いたします。

事務局 (終礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員